



いじめ防止対策基本方針

I 基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの基本認識
- 3 具体的ないじめの態様

II 未然防止

- 1 互いに認め合い、支え合い、
助け合う集団づくり
- 2 人権を尊重し豊かな心を育てる
- 3 保護者や地域への働きかけ

III 早期発見

- 1 生徒の立場に立ち共感的に理解する
- 2 早期発見のための手立て

IV 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ
- 2 いじめ発見時の緊急対応

V 重大事態の対応

- 1 重大事態とは
- 2 重大事態対応フロー図

VI 組織体制

- 1 いじめ防止対策委員会
- 2 重大事態発生時等

VII 年間計画

I 基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人が気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは内容によって、暴行・恐喝・強盗等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは一度の指導で解決しない場合が多く、継続して見取る必要がある。
- いじめは「いじめられる側にも問題がある」という考え方では解決できない問題である。
- いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- いじめは、学校・家庭・地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきものである。

3 具体的ないじめの態様

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
 - 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。 ■ 存在を否定される。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 対象の子がくると、その場からみえないなくなる。
 - 遊びやチームに入れない。 ■ 席を離される。
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - わざとぶつかられたり、通るときに足を減られたりする。
 - たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - 靴に画鋲やガムを入れられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要したり、上下校時に荷物を持たされたりする。
 - 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

II 未然防止

「いじめはどの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識を教職員が持ち、すべての教育活動において「いじめは決して許されない行為である」ことを生徒に指導するとともに、いじめをしない、させない資質・能力、態度を育成する。

特に、教職員は、生徒一人一人が自他の相違を認め合いながら、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、思いやりの心などを育んでいくよう、目的意識を明確にして指導・支援を行う。

こうして自分づくりや人間関係づくり、集団づくりを、全教職員と生徒、さらには保護者や地域が一体となって「いじめを生まない土壤」づくりを行うことが、未然防止への取り組みとして最も重要である。

1 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり

(1) 自尊感情を高める、学級活動、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒たちを成長させ、また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自尊感情・自己有用感につながり、生徒たちは大きく変化していく。

- ◆ 「居場所づくり」・「絆づくり」・「自己有用感」を視点とした集団づくり

(2) すべての生徒が参加・活躍できる授業づくり

- ◆ 授業中に生徒がストレス（不満や不安）を高めていないかを見取る。
- ◆ 学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどを取り除く。
- ◆ 教師の何気ない、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に注意を払う。
- ◆ 授業を「一人ひとりが大切にされ、つながり・学び合い、確かな力をつける」ものにしていく。
- ◆ 授業を担当するすべての教員が公開授業等を行って互いの授業を参観し合う機会を位置づける。
- ◆ 学習規律の定着や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方を指導する。

(3) 生徒会・委員会活動の活性化

- ◆ 生徒が自らの手で、計画・運営する活動で、目的実現への課程に取り組む。
- ◆ 生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて、自治的な活動ができるよう働きかける。

2 人権を尊重し豊かな心を育てる

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。そのため、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を發揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になってくる。

生徒たちは、心根が搖さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等のないようを十分に検討したうえで取り扱っていく。

(3) その他の取組み

- ① 家庭、学校、地域が連携して、生徒たちの健やかな成長を支援する。
- ② 生徒たちが、自律心、正しい判断力、責任感、そして他者との共有という前向きな態度を身につけられるよう支援する。
- ③ 生徒たちが、家庭、学校、友人関係、地域社会の一員として責任のある行動がと

- れるよう支援する。
- ④ 生徒たちが、協力して他の人のために何かをすることによって、良き市民として貢献できる機会を提供する。
 - ⑤ 一人一人の違いを認め合い、自分も他の人も尊重することの大切さを伝えていく。
 - ⑥ 好ましくない誘いや強要等にうまく対処し、薬物等問題行動に関わることなく成長することを支援する。
 - ⑦ **情報モラル教育を推進、充実させ、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、深刻な傷を与えるかねないことを理解させる。**

(4) 配慮

配慮が必要な生徒について、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒等に必要な指導をする。

- ① 発達障がいを含む障がいのある生徒
- ② 海外から帰国した生徒、外国人生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ④ 東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

3 保護者や地域への働きかけ

P T A の各種会議や保護者集会等において、必要に応じ情報の提供を行う。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校HPや学校・学年だより、学級通信などによる広報活動を積極的に行っていく。

- ◆ 授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を積極的に公開する。
- ◆ 総合学習を中心として地域から学ぶ機会を設け、地域との連携強化を推進する。
- ◆ いじめへの取組や状況について、必要に応じて学級通信、学年通信や学校だよりを通して保護者に協力を呼びかける。
- ◆ 校区協議会や学校評議員会においても、「いじめ防止」に関する課題等を取り上げ、多角的にとらえる。

III 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報収集することが大切である。

1 生徒の立場に立ち共感的に理解する

- ◆ 一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、研ぎすまされた人権感覚を持ち、生徒たちの言葉をしっかりと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢を基本的なスタンスとしていく。
- ◆ 集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めていることが求められている。そのため、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めていく。

2 早期発見のための手立て

○ 日々の観察～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に注意をはらう。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを常に意識し、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けていく。そのことにより、日常的に気軽ないじめの相談の窓口が身近にあることを知らせていく。

○ 教育相談～気軽に相談できる雰囲気づくり～

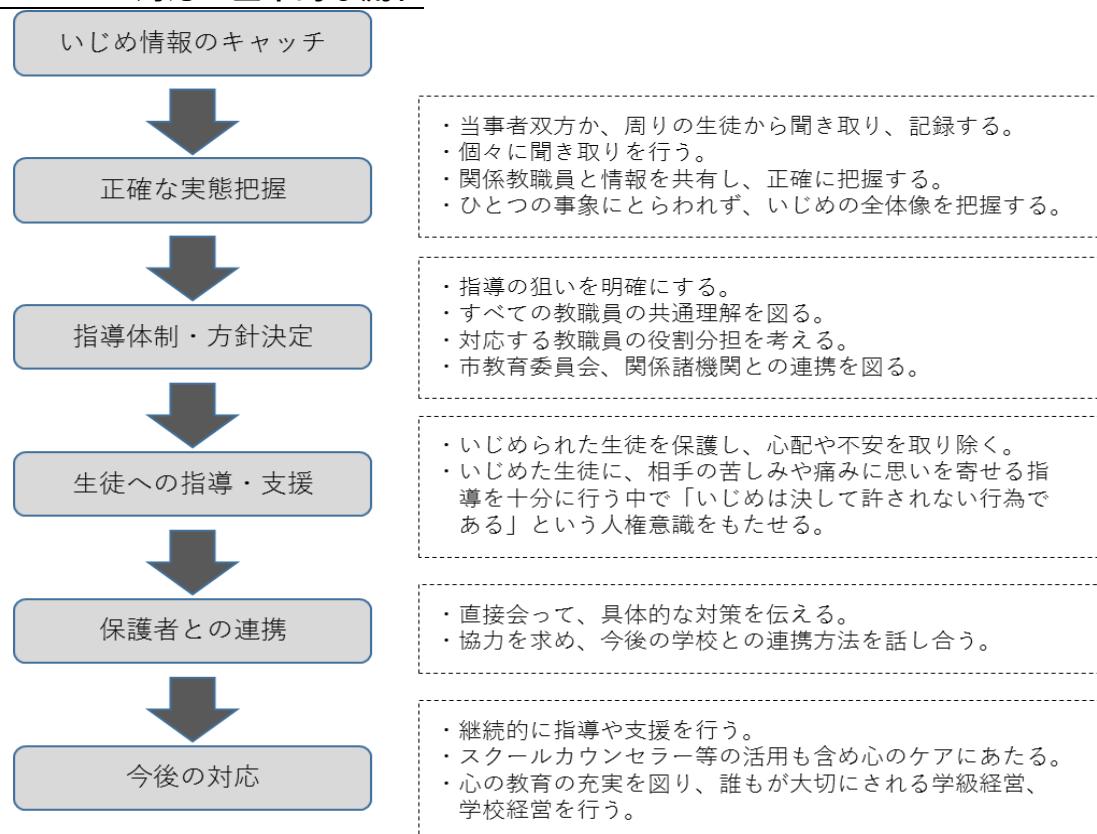
日常の生活の中での教職員の声掛け等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくるとともに、定期的な教育相談を行ったり、S Cと連携したりするなど、相談体制を整備していく。

- **生活アンケート(いじめアンケート)～アンケートは、実施時の配慮が重要である～**
年3回を予定し、その他実態に応じながらアンケートを実施していく。また、いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法等については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。
- **早期チェック～日頃より早期に発見する取り組み～**
授業や学級活動、部活動など日常の学校生活での生徒の様子や、生徒と学級担任の間でやりとりを行う日記の内容などをチェックし、いじめを早期に発見する取り組みを進める。また、学校便りなどを通して、保護者にも子どもの様子を確認していただくよう促す。
- **相談窓口の周知～「ふくしま24時間子どもSOS」「ダイヤルSOS」等～**

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視したり、**特定の職員で判断したりすることなく、組織を基に**早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込みず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。特に、**いじめ情報を抱え込み、組織に報告しないことは法の規定に違反することを十分理解していなければならない。**また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、**継続的に見守る**必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ◆ いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う等、人権に配慮した指導を行う。

- ◆ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るために、登下校、休み時間、放課後等においても教職員が常に注意が行き届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ◆ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し事実に基づいて丁寧に行う。
- ◆ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 誰が誰を？【加害者と被害者の確認】 | <input type="checkbox"/> いつ、どこ？【時間と場所の確認】 |
| <input type="checkbox"/> どんな被害？【内容と事実】 | <input type="checkbox"/> きっかけは？【背景と要因】 |
| <input type="checkbox"/> いつからいつまで？【期間】 等 | |

◆解消・解決の確認と説明（2つの解消要件の確認）

- いじめに係る行為が止む。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じない。

V 重大事態の対応

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条第1項より

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。
一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」
を含む
※ 重大事態発生の場合は、文部科学省において策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意し、対応する。

2 重大事態対応フロー図

※最終ページ参照

VI 組織体制

1 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

- | |
|--|
| 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、 |
| <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー |

(2) 主な活動

- ① いじめの早期発見に関するこ（生活アンケートや教育相談等の情報収集）
- ② いじめ防止に関するこ

- ③ いじめの早期対応に関すること
- ④ 未然防止等、教職員の資質能力向上ための計画と検証、修正
- ⑤ 組織体制を整備するとともに、業務を明確化し負担の軽減化を図ること。

(3) 開催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(4) 評価と改善

- ① 「いじめ防止基本方針」の取組状況を、学校評価の対象に位置づける。評価の方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

2 重大事態発生時等

いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。

学年主任、関係教員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係諸機関等専門家

VII 年間計画

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	いじめ防止対策会議①（学校いじめ防止基本方針について）配慮を要する生徒の共通理解 全校集会や学級指導でいじめ防止指導 スクールカウンセラーの活用（年間）	計画・目標の作成と提示
5	いじめに関するアンケート調査①児童生徒→教育相談 Q U テスト実施 いじめ防止校内研修①（未然防止と早期発見）	
6	情報モラル指導（学級指導） Q U テスト結果分析 ・構成的グループ エンカウンター・グループ ワークトレーニング	
7	・構成的グループ エンカウンター・グループ ワークトレーニング インターネット上のいじめについて（保護者懇談会）	1 学期の評価
8	いじめ防止対策会議②（実態把握と 2 学期の取組）	
9	・構成的グループ エンカウンター・グループ ワークトレーニング	
10	いじめに関するアンケート調査②→教育相談 全校集会や学級指導で人権教育	
11	・構成的グループ エンカウンター・グループ ワークトレーニング いじめ防止校内研修②（いじめへの対応）	
12	・構成的グループ エンカウンター・グループ ワークトレーニング	2 学期の評価
1	いじめ防止対策会議③（実態把握と 3 学期の取組）	
2	教育相談 いじめに関するアンケート調査③（3 学期間）	
3		年間評価・報告

重大事態対応フロー図

【いじめの疑いの関する情報】

- ◎いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ◎いじめの事実の確認を行い、結果を枚方市教育委員会（以下、市教委）へ報告

【重大事態の発生】

- ◎学校の設置者（市教委）に重大事態の発生を報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」



【学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断】

学校が調査主体の場合

学校の設置者の助言のもと、以下のような対応に当たる

■ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

■ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

■ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

■ 調査結果を学校の設置者に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

■ 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

■ 設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力